

## 教員免許更新制に関するQ&A

Q1. 非常勤講師として勤務している場合、更新手続きの方法は正規の教諭と異なりますか？

A. 雇用の形態（正規・非正規）に関わらず、講習の受講方法や更新手続き等の手順は同じです。

Q2. 受講の時点で非常勤講師や臨時的任用教員でない場合も、免許状更新講習を受講することはできますか？

A. 現職教員以外の方でも、  
・ 教員経験者  
・ 教員採用内定者、非常勤教員リスト登録者  
については、免許状更新講習を受講することができます。  
(教員経験者には、非常勤講師等の経験がある者も含まれます。)

Q3. 非常勤講師として現在複数の学校で勤務しています。この場合、両方の校長から証明が必要でしょうか？

A. どちらかの校長の証明で結構です。

### ●教員免許更新制に関する問い合わせ先●

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室更新係

メールアドレス：menkyo@mext.go.jp

電話：03-5253-4111（内線：3573）

文部科学省ホームページ「教員免許更新制」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotoukou shin/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotoukou shin/index.htm)



## 教員免許更新制について

### ◆ 臨時・非常勤講師の方々へ ◆

講師登録者の方も御一読ください。



### 【更新手続きが必要です】

教諭、養護教諭、栄養教諭と同様に、臨時又は非常勤の講師として勤務する方々も、それぞれの修了確認期限（若しくは有効期間の満了の日）の2か月前までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者へ修了確認の申請をすることが必要です。



## ● 更新手続きの流れ ●

### (ケース1)

#### 非常勤講師や臨時的任用講師として勤務している場合

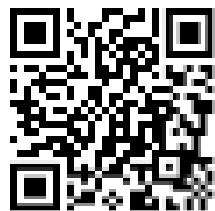
##### 1. 修了確認期限若しくは有効期間の満了の日を確認します。

※確認方法は3ページ下部に記載しています。

##### 2. 受講する講習を決めます。

講習開設情報については、  
文部科学省ホームページを参照してください。

※下記URL及び右QRコードより確認できます。  
文部科学省ホームページ「講習開設情報」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/004/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/index.htm)



##### 3. 講習開設者（大学等）へ申込をします。

「受講対象者の証明」は、勤務先の校長等が行います。

##### 4. 講習を受講します。

- ・必修領域……………6時間以上
- ・選択必修領域…6時間以上
- ・選択領域……………18時間以上

計30時間以上



##### 5. 受講修了後、講習開設者より

「更新講習修了（履修）証明書」が届きます。

##### 6. 更新講習修了（履修）証明書を全てまとめ、必要書類とあわせて 免許管理者（勤務先が所在する都道府県教育委員会）へ提出します。



※・提出方法  
・必要な書類  
については、免許管理者により異なります。  
不明な点がある場合、免許管理者へお問い合わせください。

##### 7. 免許管理者より、

**更新講習修了確認証明書**又は**有効期間更新証明書**が届きます。  
次回の修了確認期限（有効期間の満了の日）が記載されていますので、大切に保管してください。

### (ケース2)

#### ・非常勤講師の登録のみしている場合（教員として勤務していない）

◆この場合も、更新手続きの流れはケース1の方と同様です。  
しかし、以下については、現職教員の方と手続き先が異なります。

##### (相違点)

- ①講習申し込み時の「受講対象者の証明」は、  
**登録先の教育委員会（若しくは学校法人）**が行います。
- ②更新講習受講後の手続きは、  
**住所地の都道府県教育委員会**で行います。

##### ※免許管理者

教員として勤務している場合：勤務地の都道府県教育委員会  
教員として勤務していない場合：住所地の都道府県教育委員会

## ● 免許状の修了確認期限・有効期間について ●

##### 【旧免許状】

- ①過去に、更新・延期・免除  
いずれかの申請を行っている場合  
→発行された証明書に記載されている  
次回の修了確認期限を確認します。
- ②取得後、手続きを行ったことがない場合  
→生年月日によって定められている  
最初の修了確認期限を確認します。  
※平成21年4月1日以降に新たに免許状が  
授与されても、引き続き、旧免許状所有者  
の扱いです。  
現職教員の場合、申請を行うことで修了確  
認期限を延期することができます。  
(自動で延期されることはありません。)

「修了確認期限をチェック」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/003/index1.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm)



##### 【新免許状】

- ①過去に、更新・延長  
いずれかの申請を行っている場合  
→発行された証明書に記載されている次  
回の有効期間の満了の日を確認します。
- ②取得後、手続きを行ったことがない場合  
→免許状に記載されている有効期間の満  
了の日を確認します。  
※免許状を複数所持している場合、所持す  
る免許状の中で最も遅い有効期間の満了  
の日が全ての免許状の有効期間の満了の  
日となります。

